

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院合併 ①

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号から、寺院の合併について掲載いたします。

▽ 宗教法人の合併について

宗教法人の合併には、合併によって一つの宗教法人が存続し、他の宗教法人が吸収されて解散するいわゆる「吸収合併」と、合併によって合併当事者の宗教法人が全て解散し、全く新しい宗教法人が設立されるいわゆる「新設合併」とがあります。

〈参考…宗教法人法〉

第32条 二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

今号からは、宗教法人の合併のうち、「吸収合併」の手続きについて、順に紹介してまいります。

▽ 手続きの流れ

「吸収合併」は、宗派内手続きを経た後、『宗教法人法』に基づく所轄庁への宗教法人合併認証申請、法務局への登記等を行います。合併は、合併後存続する宗教法人がその主たる事務所の所在地において登記することによって、効力を生じます。

また、合併によって、吸収する寺院（吸収合併寺院：甲）については、吸収される寺院（被吸収合併寺院：乙）の財産等を承継し、存続することとなり、吸収される寺院は、宗務所備付の寺院台帳の登録が抹消されます。

合併の手続きを進めるにあたっては、事前に両寺院のご門徒の意向を十分に確認することが必要となります。

合併の手続きの流れについては、以下の通りとなります。

- ① 被吸収合併寺院（乙）における合併に向けての事前手続き
- ・ 申請者（住職又は住職代務）の確認
 - ・ 住職不在の場合は住職代務の選任（住職代務の任期確認）
 - ・ 寺院役員（責任役員・門徒総代）の構成と任期の確認
 - ・ 寺院備付表簿類の確認（寺則、門徒名簿、財産台帳等）
 - ・ 寺院役員との事前協議



- ② 被吸収合併寺院（乙）から吸収合併寺院（甲）への合併の照会



- ③ 吸収合併寺院（甲）における合併の照会を受けての事前手続き

- ・ 申請者（住職又は住職代務）の確認
- ・ 住職不在の場合は住職代務の選任（住職代務の任期確認）
- ・ 寺院役員（責任役員・門徒総代）の構成と任期の確認
- ・ 寺院備付表簿類の確認（寺則、門徒名簿、財産台帳等）
- ・ 寺院役員との事前協議

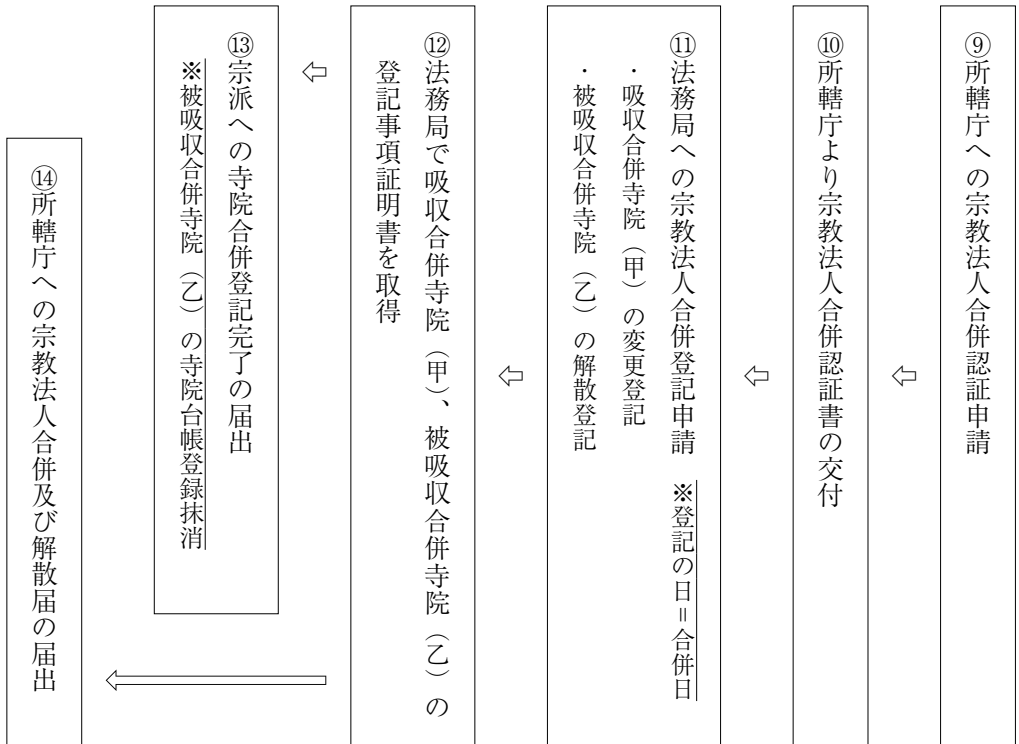
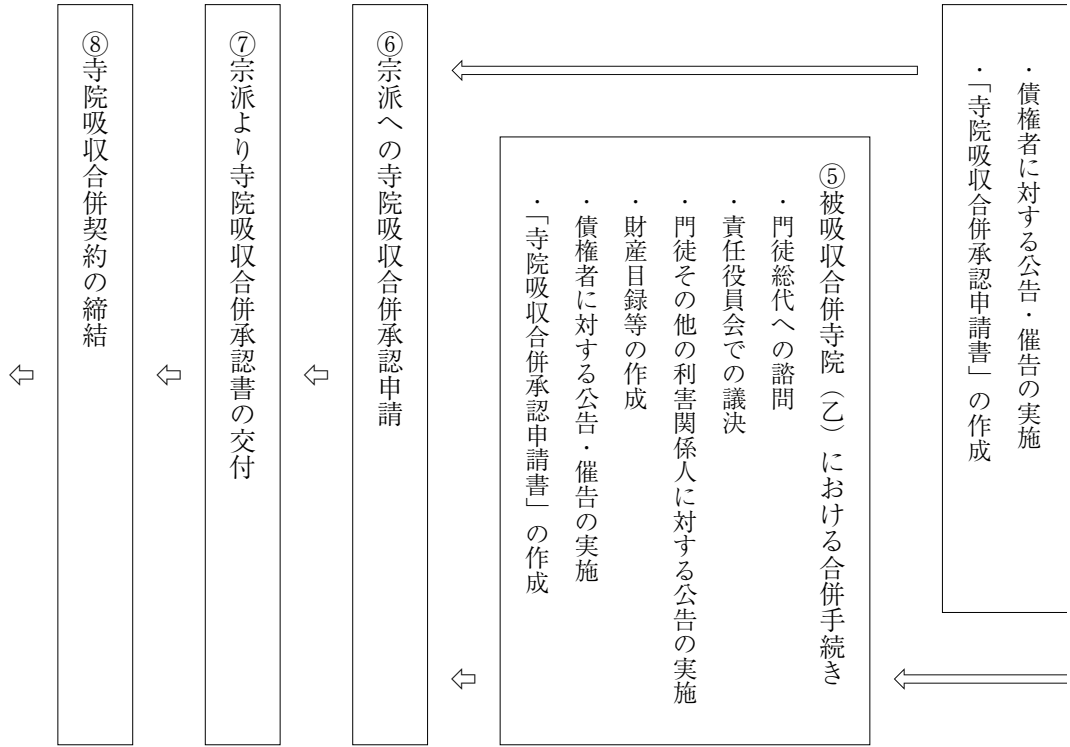


- ④ 吸収合併寺院（甲）から被吸収合併寺院（乙）への回答（合併の内諾）



- ⑤ 吸収合併寺院（甲）における合併手続き

- ・ 門徒総代への諮問
- ・ 責任役員会での議決
- ・ 門徒その他の利害関係人に対する公告の実施
- ・ 財産目録等の作成



以上の流れで、合併の手続きを進めることとなりますが、次号以降、内容を詳細にご紹介してまいります。